

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

物品・委託役務関係一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）が行なう物品・委託役務関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要綱の対象は、次に掲げる契約に係る一般競争入札とする。

- (1) 物品の購入契約で予定価格が160万円を超えるもの。
- (2) 委託契約又は請負契約（建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係るものを除く。）で予定価格が100万円を超えるもの。
- (3) 物件の借入れ契約で予定価格が80万円を超えるもの

(公告)

第3条 理事長は、一般競争入札に関する入札情報を研究所ホームページ及び大阪府ホームページにより公告する。

(公告事項)

第4条 入札案件について公告する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札参加者の必要な資格
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 入札に付する事項
- (4) 契約条項を示す場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(入札参加資格)

第5条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 入札案件の公告日において、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条の規定により入札案件毎に公告した入札参加資格を満たすもの。

(2) 入札案件の公告日から開札の日までの期間において、次のアからエのいずれにも該当しない者

ア 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱又は大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

イ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱又は大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所暴力団排除等手続要領又は大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則に基づく入札参加除外者、誓約書違反者の指定を受けている者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

エ 研究所又は大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札案件毎に定める条件を満たす者

(入札への参加)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、第4条の規定により公告する内容に従い、入札参加資格確認申請(様式1号)をしなければならない。

(入札の辞退)

第7条 前条の入札参加資格確認申請をした者は、入札を辞退するときは、入札書を提出するまでに、入札辞退届(様式2号)を提出しなければならない。ただし、一旦、辞退したときは、それを撤回し、又は当該入札案件について再度当該申請を行うことができない。

2 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

(入札参加資格の審査等)

第8条 理事長は、第6条の入札参加資格確認申請を行った者に対して、入札参加資格の有無を審査し、参加資格確認通知書を発行する。

(入札説明書及び仕様書等に対する質問)

第9条 入札に参加しようとする者は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書等に対する質問(様式第3号)を行うことができる。

2 前項の質問に対する回答は、回答期日までに、一括して研究所ホームページに掲載する。

(入札方法)

第10条 入札は一般競争入札心得(以下「心得」という。)に基づき実施する。

2 心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第4条の規定により公告する事項において明らかにするものとする。

(入札保証金等)

第11条 入札保証金は、契約事務取扱規程第5条各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額の100分の2に相当する金額を徴収する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

(1) 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱又は大阪府入札参加停止要綱別表13(経営不振)の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2) 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱又は大阪府入札参加停止要綱別表6(安全管理措置)(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(4) 死亡・傷病・退職により配置予定者等注)が欠けるため契約を締結しない場合  
注) 配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

(入札結果の公表)

第12条 入札結果の公表は、落札決定後に研究所ホームページにより行う。

(秘密の保持)

第13条 職員は、業務を行う上で知り得た未公表又は非公表情報を漏らしてはならない。

2 職員は、予定価格等を推測することができる設計金額等の入札情報の遺漏を防止するため、設計書等の秘密書類を施錠できる金庫、ロッカー等へ保管するなど入札情報を厳重に管理しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項は、心得及び入札案件毎に定める一般競争入札説明書による。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。